

都内診療所 管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策調整担当部長

令和6年度東京都協定締結医療機関施設・設備整備事業の
事業計画フォームの受付について（追加募集）

日頃から東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

都では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）に基づき、令和6年3月1日付厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について（令和6年医政発0301第2号）」を踏まえ、東京都と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定。以下「協定」という。）を締結する医療機関を対象に、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的として、「令和6年度東京都協定締結医療機関施設・設備整備事業」の追加募集を実施いたします。

施設・設備整備の補助金申請を予定されている場合は、下記により、都の事業計画フォームに御入力ください。

このフォームは、国の指定様式による計画書に代わるものであり、これに基づき東京都でとりまとめを行ない、厚生労働省に提出します。申請内容・金額などに変更が生じないように精査の上、入力をお願いいたします。

記

1 補助対象者

以下の（1）又は（2）に該当する医療機関のうち、令和6年8月19日までに医療措置協定を締結した診療所又は医療措置協定の協議フォームへの入力が済んだ診療所

- （1） 法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）診療所
- （2） 法第36条の2第1項第3号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）診療所

〈協定の締結については以下のリンク又は右記二次元コードより
医療措置協定のホームページをご確認ください〉



https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

- 2 補助対象
別紙のとおり



- 3 事業の申請申込
以下の事業計画フォームのリンク又は右記二次元コードより入力をお願いいたします。当該事業計画フォームの入力がない場合、補助金の申請ができません。必ず入力ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1721812120514>

※ 当該申込により補助が確約されるものではなく、全体の申請状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので御了承ください。

- 4 申込期限
令和6年8月19日（月曜日）

- 5 スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和6年7月26日（金曜日）	事業計画フォームの受付開始 【必要書類】 ・購入予定備品の見積書 ・購入予定備品のカタログ ・設置予定場所を示した図面
8月19日（月曜日）	事業計画フォームの回答期限
9月頃	必要書類の提出依頼 【必要書類】 ・補助金の申請書 ・誓約書 ・財務関係書類 法人：「法人の決算報告書」と「補助金を受ける施設の決算報告書」（直近3年分） 個人開設：確定申告書の「貸借対照表」と「損益計算書」（直近3年分） ・印鑑証明書 ・登記簿（全部事項記載） ・法人役員名簿 ※上記のほか、審査に必要な書類提出をお願いする場合がございます。
11月以降	交付決定（郵送にて通知）

1月頃	補助金申請備品の納品完了・実績報告提出
令和7年5月末頃まで	補助金支払

6 お問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせは、以下の
お問い合わせフォーム又は右記二次元コードよりお願い致します。



<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1710814176685>

7 担 当

協定締結項目	補助対象	担当	連絡先
発熱外来 自宅療養者への医療提供	個人防護具の備蓄倉庫 (建物の工事費又は工事請負費)	医療体制整備第二課 事業調整担当	03-5320-7082
発熱外来	簡易ベッド		
	HEPAフィルター付き 空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)		
	PCR検査装置	03-5320-4320	

補助対象

<設備整備> 補助率はすべて 10/10

新規購入及び増設する場合に限りです。更新（買い替え）は補助対象外です。

	補助対象	基準額
<u>「発熱外来」</u> に係る 協定を締結する診療所 (感染症法第36条の2 第1項第2号)	PCR 検査装置 ※PCR法以外の機器は対象外となります。	1 台当たり 9,350,000 円 ※本体購入費のみ
	簡易ベッド	1 台当たり 51,400 円 ※本体購入費のみ
	HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)	1 施設当たり 905,000 円 ※本体購入費のみ

<施設整備> 補助率はすべて 10/10

個人防護具保管施設の設備は、建物の新築、増築、改築工事に要する費用が補助対象になります。建築工事を伴わず、キャビネットや物置等を購入して設置する場合は、補助対象外です。

	補助対象	基準額
<u>「発熱外来」</u> に係る 協定を締結する診療所 (感染症法第36条の2 第1項第2号)	個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	対象面積 1 m ² 当たり 239,300 円
<u>「自宅療養者への医療の提供」</u> に係る 協定を締結する診療所 (感染症法第36条の2 第1項第3号)	個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	対象面積 1 m ² 当たり 239,300 円

- 1 建物敷地内に「物置」を設置して、個人防護具を保管する場合、物置本体を土地に定着させるための工事が必要となります。
- 2 工事予定の施設、土地が賃貸物件の場合は補助対象外です。
- 3 東京都と締結した医療措置協定に記載された個人防護具が保管できる面積分のみが本件補助対象になります。
- 4 本件補助を希望する場合、以下の書類の提出等をお願いします。
 - (1) 施設整備事業計画書
 - (2) 工事の見積書の写し
 - (3) 整備前後の建物の配置図
 - (4) 平面図

- (5) 立面図
- (6) 工事仕様書及び工事費目別内訳
- (7) その他（カタログ等）

※上記のほか、審査に必要な書類提出をお願いする場合がございます。

申し込みに期限がございますので、申込を検討される場合は令和6年8月7日
(水曜日)【厳守】までに下記の担当者にご連絡願います。

【担当】

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課
TEL03-5320-7082